

『基礎・材料・共通部門 国際活動委員会』規程

(目的)

第1条 基礎・材料・共通部門（以下A部門と略す）の各技術委員会、あるいは傘下の調査専門委員会を中心に情報収集・広報活動・関連情報の交換・国際会議の主催や海外での研究会開催などの活発な国際活動を支援するため、A部門内にA部門国際活動委員会を設置する。

(委員会の構成)

第2条 A部門国際活動委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長 A部門副部門長(後任)

副委員長 A部門研究調査担当(先任)

委員 A部門研究調査担当(後任)

委員 A部門会計担当(後任)

委員 A部門編修担当(後任)

委員 各小委員会の委員長

幹事 A部門総務企画担当(後任)

幹事補 (小委員会委員から選出、A部門役員会の了承を得た方。この方はA部門役員会内の国際活動担当委員を兼ねるものとする)

(運用)

第3条 提案趣旨

- ・ A部門内諸活動の国際広報のための機関誌の刊行
- ・ A部門内諸活動の国際広報のためのホームページの開設と更新
- ・ A部門内諸活動に関連した情報の国際的な受発信、相互情報交換
- ・ その他必要な活動

(設置期間)

第4条 A部門国際活動委員会は常設とする。

(委員会の開催)

第5条 A部門国際活動委員会は委員長が必要と判断したときに、委員会を開催できる。

(役員会への報告)

第6条 A部門国際活動委員会委員長は部門役員会において、活動報告を行うものとする。

(小委員会の設置)

第7条 第3条実施のため、A部門国際活動委員会の傘下に各技術分野の国際活動担当者から構成される小委員会を設置することができる。設置にあたっては部門内の技術委員会は部門役員会に設置趣意書を提出し、部門役員会の承認を得るものとする。

(小委員会の設置期間)

第8条 小委員会の設置期間は2年とする。A部門役員会の了承を得て、継続することができる。

(小委員会の経費)

第9条 小委員会の活動に必要な経費は関係企業等からの協力金の受領に努めるものとするが、不足分はA部門国際活動委員会の申請により部門活動資金などで賄うことができる。

(付則)

1. 本規程は平成 16 年8 月26 日 A部門役員会において承認制定。
2. 本規程は平成 16 年8 月26 日より施行する。
3. 平成27年9月16日、基礎・材料・共通部門役員会にて一部改定。